

文教くらし委員会記録

開催日時 平成29年8月31日(木) 10:05~11:04

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

中村 昭 委員長
中川 崇 副委員長
藤野 良次 委員
岡 史朗 委員
阪口 保 委員
安井 宏一 委員
宮本 次郎 委員
米田 忠則 委員
出口 武男 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 請願の審査について

請願第5号 県立高等学校への空調設備設置に関する請願書

(2) 平成29年度主要施策の概要について

(3) その他

<会議の経過>

○中村委員長 それでは、案件に入ります。

6月定例会で当委員会に付託され継続審査となっておりました請願第5号、県立高等学校への空調設備設置に関する請願書につきまして、紹介議員である亀田議員より請願の趣旨をご説明願います。

○亀田議員 まず、請願の趣旨説明のお時間をいただきましてありがとうございます。紹介議員を代表いたしまして、私、亀田から、請願第5号、県立高等学校への空調設備設置に関する請願書についての趣旨説明をさせていただきます。

近年、急激な気候変動により、夏の暑さがますます厳しくなっており、熱中症対策が喫緊の課題とされています。また、県立高等学校において、夏季休業期間の短縮や夏季休業中の補習授業の実施など、真夏における学校生活時間の増加を踏まえすと、熱中症対策及び生徒の適切な学習機会を確保するためにも、空調設備の設置は急務であると考えます。

現在、県立高等学校33校中、空調設備を設置した学校は、モデル校が5校、育友会等が設置している学校が14校、今年度設置予定が4校とのことですが、依然10校が未設置である状況です。加えて、既に育友会等で空調設備を設置した学校では、そのリース費用、電気代等のランニングコストを育友会等が負担しています。県立高等学校間における負担の公平性からも、県費での全額負担が必要です。

以上の状況に鑑みまして、県立高等学校の空調設備設置の完全実施と、既に育友会等で空調設備を設置した学校におけるリース費用、電気代の県費負担を強く求めるところです。

空調設備設置は、生徒の健康管理及び学校環境衛生基準のクリアという観点からも、県政における優先課題であり、迅速な対応が必要と考えます。

以上が請願第5号、県立高等学校への空調設備設置に関する請願書の趣旨説明でございます。継続審査となっておりますが、ぜひとも今議会におきましての請願の採択に向けて、各委員のご理解、ご賢察をよろしくお願いいたします。以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

このことにつきまして、何かご意見があれば、ご質問をいただきたいと思います。

○藤野委員 質問ではありませんが、ご意見ということを経理長からおっしゃられましたので、一言申し上げたいと思います。

前回の委員会は、聞くところによると、論議の整理をしていくということでしたが、今、亀田議員から趣旨説明がありましたように、まだ10校が未設置、あるいは14校が育友会の運営で賄っているところです。この温暖化の中で、非常に暑い授業を強いられている生徒たちのことを考えれば、やはり一日も早い、一刻も早いこの空調設備の設置が必要であらうと思います。このことは以前から私ども会派も教育委員会に申し入れをしているところでして、今回の請願書、ただし、今後高校の再編計画も含めていろいろと考えておられるともお聞きをいたしておりますが、そういうところも含めて、いわゆる順次設置を望むというところを私の意見として申し上げさせていただきます。以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見もないようですので、本日の紹介議員に対する質問は、これをもって終了

をいたしたいと思います。

紹介議員の方は、大変ご足労でございましたが、ご退席をお願いします。ありがとうございました。

それでは、請願第5号の審査についてですが、本日は紹介議員に対する質問にとどめ、請願の審査は引き続き9月定例会の期中委員会で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

[主要施策の概要説明省略]

○中村委員長 それでは、ただいまの説明、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言をお願いします。

○宮本委員 何点か質問をしたいと思うのですが、1点目は全国学力・学習状況調査の平成29年度の調査結果が、先日発表され、いろいろと議論があるところです。私もさきの2月議会の代表質問で、この学力テスト体制に、一喜一憂しないことが大事ではないかという趣旨の質問をしたわけですが、今回の結果を受けまして、教育長のこの受けとめといえますか、印象を聞いておきたいと思ったのです。

私はどう受けとめたかということ、10年目を迎えるわけですが、10年の間に全国的に学力の格差が縮まってきていると。10年前の結果と比べ、例えば小学校の国語Aを都道府県別で見ますと正答率の高い県と低い県の差が16.9ポイントだったと。今回は8ポイントになっているのです。ですから、一面でいいますと、これはよくない面なのですが、この学力テスト対策のようなものが行われている、それによって底上げが図られていることもあろうかと思いますが、もう一面でいいますと、やはり日本の教育のすぐれた面といえますか、やはり教員の指導が行き届いているという面もあろうかと思うのです。引き続きこのテスト体制というものを、私は改めていくべきだと思っているわけですが、第一印象として、そういう平準化が図られているなど。逆に言えば、1ポイント下がれば順位がすぐに下がったり上がったりすることにもなりますので、これは引き続き、結果に左右されない太い教育を打ち出すことが必要だと感じたわけですが、その点、教育長の受けとめを聞いておきたいと思います。

2点目は、自殺防止対策についてです。

きょうは8月31日です。最近、8月の終わりから2学期を始めるところもふえてい

るわけですが、奈良県は大体、9月1日から小学校も中学校も2学期が始まるということです。この間、内閣府が2年前の8月に発表した自殺対策白書を見ますと、9月1日が18歳以下の子どもの自殺が最も起きやすい日だということで、ほかの平均と比べますと、この日だけは2.6倍と突出していることが示されました。2番目に多いのが9月2日で、8月31日も5番目に多いということで、やはり2学期が始まるということが、子どもたちにとって大きなプレッシャーになっていることが一つ示されたと思うのです。

それで、話題になっているのが、タレントのロンドンブーツ淳さんが、去年の8月31日にツイッターで、気持ちが乗らないなら学校なんて無理して行くことはない。そのかわりほかの場所を探す努力をと。学校以外にも学ぶ場所はたくさんあるとつぶやいたところ、高校生、中学生などに共感が広がって、その日のうちに1万近いリツイートがあったということです。同様のツイートが鎌倉市の図書館で、2年前の8月26日に、もうすぐ2学期、学校が始まるのが死ぬほどつらい子は学校を休んで図書館へいらっしやい。漫画もライトノベルもあるよ。一日いても誰も何も言わないよと。9月から学校へ行くくらいなら死んでしまおうと思ったら、逃げ場所に図書館も思い出してねとつぶやいたところ、これは10万を超えるリツイートがあったということで、子どもたちに対して、受けとめてくれる場所があるよというメッセージが非常に求められていることの一端かなと思うのです。

その点で、本県の児童生徒が受けとめることのできる自殺予防対策というのはどうなっているかと。あるいは不登校の児童生徒が、利用できるフリースクールや支援事業の周知徹底がどのようにされているかについて、生徒指導支援室長に伺っておきたいと思います。

最後に3点目ですが、これは平群町の樫原という地区で、産業廃棄物の不法投棄があるのではないかという通報があった問題です。

これを調べますと、平群町の樫原地域の個人所有の農地に、相当以前から建設廃材と見られる産業廃棄物がまじった土が搬入され、もとのレベルから数メートルのところまで積み上げられているということで、昨年4月15日に県の廃棄物対策課と景観・環境総合センター、そして担い手・農地マネジメント課、それから平群町役場が合同で現場検証を行っておられます。その後も何度か現場の検証や指導が行われていると思うのです。ところが、事態がほとんど改善をされていないということで、先日、公害調停に至りまして、調停になったわけですが、一方の搬入した当事者が、出席をしないということで、解決がなかなか見通せない状況になっています。

県の廃棄物対策課としては、この事態をどのように捉えて、これまでどうかかわってきたのかということをはっきりと明かにしていただきたいと思えます。

それから、その指導をされたと思うのですが、その結果どうなっているのかについても伺っておきたいと思えます。以上です。

○吉田教育長 全国の学力テストの結果を受けて、私の所見ということですが、まず、国が学力テストを悉皆で実施しているというのはどういうことであるのか。マクロで全体像をつかむ場合には、当然抽出でもいいわけですが、悉皆でやるということは、やはりそれぞれの学校の子どもたちの実態をしっかり把握をして、指導方法の改善に生かすべきであると。教員の指導方法にそれを生かすべきではないかと。全体的に底上げが図られておりますけれども、それをミクロで見ていったときに、それぞれの学校でどうなのか、それぞれの地域でどうなのか、県全体ではどうなのか、基礎学力の徹底がどのように図られているかということを見るのが大事で、全体的には基礎学力は底上げされていると思えますけれども、ただ、私どものほうでこのテストで今見ているのは、小学校から中学校にどのように同じ層の、小学校から中学校へは、私学へ出ていったり、公立の子どもは全て公立ではないのですけれども、同じ層の子どもたちが今度新しく中3で受けたときに、小学校から中学校への学力は一体どのように伸びているのかという観点からも、悉皆であるがゆえにこういった分析もできると。正直にいいまして、今は都道府県のデータしかありませんけれども、小学校が、順位でいいますと、例えば30番以下の学校であっても、中学校になると10番台になったりする府県が実際見受けられると。小学校から中学校へのその学力の向上というものはどのようにしているのか。このテストを受けるに当たって過去問題を繰り返して点数を上げるということは余り意味がないと思えますけれども、この実態を学校や教員が把握をして、そして小学校から中学校への学力向上に小中一体となって向かうということには大きな意義があると思っておりますので、県一斉のテストは、小4、中1でやっています。小4、中1でやった子どもが、小4の子どもが小6のテストを受けました。中1でやった子どもは中3のテストを受けました。この集団としてどのように伸びているのかということもしっかり検証し、子どもの学力向上よりも、学習意欲の向上から学力向上につながるような支援をしてまいりたいと思っております。以上です。

○相知生徒指導支援室長 委員お述べのように、学校の長期休暇明け直後に自殺者がふえる傾向はあります。学校の長期休暇明け直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きく変

わる契機となり、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられます。このような時期に、児童生徒の変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒の見守りの強化や児童生徒向けの相談等の対応を集中的に行う必要があると考えております。

県教育委員会としましては、平成28年度から7月に児童生徒の自殺予防に係る取り組みについての通知文を、県立学校、市町村教育委員会に発出し、児童生徒の自殺予防に係る取り組みの周知を図るとともに、県立校長会や各市町村で開催される校園長会でも、自殺予防に向けた積極的な取り組みの実施をお願いしています。

また、毎年、県内小・中・高・特別支援学校の教職員が、児童生徒の自殺予防に関する知識、理解を深めるために、そしてまた各学校における自殺予防に関する校内体制を充実させることができるように、児童生徒の自殺予防に係る研修講座を開催しています。

また、児童生徒への取り組みとしては、児童生徒がいつでも悩みを相談できるように、電話教育相談あすなろダイヤルを開設し、児童生徒及び保護者、教員等を対象に、不登校、いじめなどの学校生活、子育てなどの家庭生活の悩みに関して、週末、祝日、夜間も含め、毎日相談を行っております。

また、県内の中学校、高等学校に在籍する生徒を対象に、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して気軽に悩みについて相談できるメール相談窓口、「悩みならメール」を開設しております。

このように生徒の悩みの解消に向けて支援を行っております。以上です。

○野田廃棄物対策課長 宮本委員のご質問にお答えいたします。

委員ご質問の、平群町樫原の畑につきましては、平成28年3月に、土状のものが搬入されているとの通報を受けました。この畑は農地で、市街化調整区域内にあり、土地の形質変更や建築物を建築しようとする際は農地法、それから建築基準法の規制を受けることとなります。農地法につきましては担い手・農地マネジメント課、建築基準法は建築課の所管となります。この2課と廃棄物対策課、景観・環境総合センター、平群町が合同で、平成28年4月以降これまで6回立入調査及び指導を行ったところです。立入調査の結果、搬入されたものは総体としましては土ですが、一部コンクリート殻等が混入していることを確認いたしました。土は、廃棄物処理法に規定します廃棄物ではなく、造成に用いたコンクリート殻等がまじっていることを確認した場合、なぜそこにコンクリート殻が存在するかの事実関係がわからないこと、また非意図的に土にコンクリート殻が混入していた可能性があることから、造成した土にコンクリート殻等を確認したことのみに基づいて廃棄

物処理法違反と断定することはできません。土の搬入は、他法令による規制となりますが、廃棄物対策課としましては、土に混入しているコンクリート殻等について分別して適正に処分するよう指導を行ったところです。

現在、行為者は、先ほど申しましたコンクリート殻等のはね出し指導に応じているところで、コンクリート殻等は、少しずつではありますが減少しています。

廃棄物対策課としましては、今後とも関係課と連携し、コンクリート殻等の分別、撤去に向けて指導を継続してまいりたいと考えています。以上です。

○宮本委員 ありがとうございます。学力テストについての受けとめを聞きました。1点確認したいのですが、小学校で受けたテスト、そして中学校で受けたテスト、これがどういう結果になったかという個票を、きちんとひもづけをして追跡をすることは、可能なのでしょうか。それはできないですね。だから全体として地域でということになるわけです。ですから、それだったら悉皆調査の意味があるのかなと改めて思ったので、その点は申し上げておきたいと思います。

これはこれまでも何度も議論してきましたように、個々には、解答は返されないわけで、学校としては、傾向や状況はつかめるといことですが、結果が出るのは受けてから4カ月、5カ月たった後ですので、本当に学力形成に役立っているのかという疑問を常に持つておりますので、意見として申し上げておきたいと思います。

それで、自殺対策について再度お聞きしたいのですが、教員研修講座をされていると答弁がありました。これは一体どういう規模で何人ぐらいの方が受講されているのか。ここ数年の傾向について明らかにしていただきたいと思います。

私も問題意識として持つておりますのは、中学生、高校生の自殺が全国的にも多いということで、長期休暇明けにそれが多いわけですが、それ以外にも何か引き金となるような出来事があったとき、学校で生きづらさを抱えていたりした場合に、これが自死という形であられるということ、先日取りまとめられた奈良北高等学校の自殺案件からも思い起こすところがあるのです。奈良北高等学校の案件は、ずばり、発達の課題を抱えた生徒に対する指導の不適切な問題があったということが報告をされていて、それは非常に受けとめなければならない問題だなと思っておりまして、そういうところも含めた教員の研修が、非常に自殺予防という点では大事だなと思っているので、先ほどご紹介されました教員研修講座の受講状況について、再度お尋ねをしておきたいと思います。

最後の建設廃材の問題ですが、はね出しをされたということですが、私が思うに、この

表層部分の、産業廃棄物についてははね出しがされたと思うのですが、中全体については、まだ相当まじっているのではないかと思うのです。一体中に何が入っているかというのは、掘り起こしてみないとわからないと思うのですが、そういうことはできないのでしょうか。その点についてお伺いしておきたいと思います。

○相知生徒指導支援室長 まず、教員研修の規模ですが、今年度の教員研修、先ほど述べさせていただいたものについては、6月23日の午後に、中学校、高等学校、特別支援学校の管理職どちらか1名が必ず出席という形で、自殺予防に関して自殺の兆候の発見と対応について教育研究所で実施いたしました。必ず1名参加ということで、ほとんど来ていただいているはずですが、今年度の人数の集計についてはまだできておりませんで、この何年かの人数の集計についても現在手元にありませんので、また改めまして数字をまとめておきたいと思います。

同様に、今年度8月24日には、管理職でなく教員対象に、こちらは小学校の教員、1校から必ず1名以上出席していただいて、自殺予防についての研修講座を実施しています。これもそのまま小学校の数に近い人数が出席していただけるようにと準備をしているものでございます。こちらの数字についても、また改めてご報告させていただきたいと思えます。

それと、あわせて、例えばこの自殺予防にかかわって教員の研修といたしましては、教育相談担当者会議という形で毎年2回実施しておりますが、各高等学校の教育相談の担当者も集め、今年度も既にカウンセラーの活用について実施いたしました。前年度にはなりますが、ことし2月にも自殺予防対策ということで、国の自殺予防のリーフレットをまとめた阪中先生に来ていただき、具体的に自殺予防について、子どもたちの兆候をどう見てどのように教育相談体制を充実させていくかということも実施しております。こちらの人数もあわせてまたお知らせさせていただきたいと思っております。

2点目ですが、奈良北高等学校の対応につきまして、特別指導の内容に不適切な部分があったというご指摘を受け、現在、今後の特別指導のあり方について検討しております。こちらについても、ことしの12月をめどに取りまとめたものを、取りまとめた以後、各県立学校で必ず校内研修ができるように、本指導支援室のほうからも全ての学校を回って研修を行う予定です。以上です。

○吉田教育長 奈良北高等学校の件ですけれども、調査報告書の概要を出すときに、かなり遺族側とも調整をさせていただきました。少し申し述べておきたいのは、委員のほうで

発達課題という言葉が使われましたけれども、発達課題ではなくて、発達の特性の違いが一人ひとりにあると。発達特性が原因になるような報告書の概要であるということは、もちろん我々も考えておりませんし、そういった高校生が、95%以上の子どもたちが高校に入るときに、いろいろな発達の特性、違いがある。そんな違いをどのように学校側が認識しながら特別指導をするのか、そこが欠けているということでご理解いただきたいと思えます。

○野田廃棄物対策課長 廃棄物処理法では第19条で、廃棄物処理法の違反が疑われる場合は物件を検査するという定めがあります。ただ、先ほど申しましたように、コンクリート殻を造成土の中に確認したことをもって廃棄物処理法違反と断定することはできませんので、ボーリング等の調査を実施することはできないと考えております。以上です。

○宮本委員 自殺に特化した教員研修講座の詳細を手元にいただいているので、少し紹介したいのですが、今年度はまだ集計できていないということなのでわかりませんが、昨年度は、283名です。平成27年度が411名、平成26年度が445名ということで、昨年度から、人数ががたと減っているかと思うのですが、これはどういう関連があるのか、わかれば明らかにしていただきたいと思えます。

それから、廃棄物対策課長から答弁がありました。ではそういうことになると、建築廃材を農地に突っ込んで土をかぶせれば、これは行政としては手が出せないということになるのでしょうか。その点を一つ確認しておきたいと思えます。

○相知生徒指導支援室長 参加人数の減少でございますが、前年度からは、中学校、高等学校、特別支援学校の管理職と、各小学校の管理職を分けまして、また教員につきましても、小学校の教員に特化して、特別支援学校の教員と分けまして、半分ずつに隔年できるようにさせていただいております。その前までは、全ての学校の教員が必ず出席していたものを、1年ごとに交代で、今年度は小学校の教員、そして来年度は小学校の管理職、今年度は中学校、高等学校、特別支援学校の管理職ということで、来年度はそちらの教員という形で参加対象教員を変えて実施させていただいているところで、人数が減少しているものでございます。

○野田廃棄物対策課長 宮本委員から、廃棄物を埋めた後に土をかぶせれば、それは行政として手が出せないのかというご質問をいただきました。

廃棄物処理法第16条に、何人も廃棄物をみだりに捨ててはならないというのが不法投棄の規定です。その場合、やはり、みだりに廃棄物を捨てるという行為を特定しない限り

は直ちに違反として摘発することは難しいと考えております。以上です。

○宮本委員　そろそろ終わりに向かっていきたいと思うのですが、制度が変わったと。管理職と一般教員一緒にやっていたのを、1年ごとに交互にしたということが人数が減った原因だということがわかりました。これは予算が減ったからということではよろしいのでしょうか。それだけ最後に確認しておきたいと思います。

それから、廃棄物の問題ですが、現場を確認しないと、現行犯でないと、ただせないということなのですね。そうなりますと、これ非常に、今回のパターンは難しいなと思いました。これは、公害調停になっているにもかかわらず、調停の場に出てこないということです。これは環境政策課が事務局になっているとは思いますが、調停に対して、これ当事者にどのぐらい働きかけをしているのかについてだけお答えいただいております。

○相知生徒指導支援室長　研修の形態につきましては、効果的な研修のあり方と、その他の研修もあわせて、今年度の結果も踏まえ、また検討していきたいと思っております。国の補助も変わってはいますが、効果的な研修を模索する中でこういった形で実施しております。

○西井環境政策課長　公害調停の件ですけれども、公害調停の場合、お互い話し合いできる場所、時間と日にちを通知するわけですけれども、その通知に際して、まず郵送が届かなかったという点もありまして、実際、事務局のほうで当事者にお会いさせていただいて、期日の通知書を届けさせていただいたということで、本人にも会わせていただいている状況にあります。以上です。

○宮本委員　国の予算が減っているということだと思うのですが、これ、やはり大きな問題ですので、真剣に受けとめていただきたいなと思いました。

それから、公害調停の件ですが、この場に農林部がいませんので、もうこれ以上はできませんけれども、しっかりと農林部、そして平群町と、連携とって解決に向かってほしいなど。これも問題が表面化してから1年以上たっていますので、その点は申し上げておきたいと思っております。以上です。

○中村委員長　それでは、相知生徒指導支援室長におかれましては、人数の統計につきましては早急に集計をしていただき、当委員会にご報告をいただき、各委員に、その人数を、わかるようにしていただきたいと思っております。

○中川副委員長　このたびこちらの委員会に移りまして、これまでの経緯も調べておりま

した。基本的なことも含めまして、公の場で質問させていただきたいと考えています。

大きくは、請願とも一部重なる部分もあるかと思えますけれども、県立高校へのエアコンの設置についてが1点、そして2点目が、奈良北高等学校の生徒が自死された事件について、3点目として、学校再編についてです。

まず最初に、エアコンにつきまして質問させていただきます。

こちらは、私どもの会派の川田議員からも、昨年の決算審査特別委員会におきまして質問をしています。税の公平性という観点からも、やはり県費への移行と、移管を早急に行かなければならないのではないかと。あるいは未設置校への設置も進めていかなければならないのではないかと。それにつきまして、計画を策定してほしいという発言をしたところ、それについて検討していくという答弁がありました。それが、約1年たつわけですけれども、どのような状況にあるのかが最初の質問です。

次に、エアコンの設置につきまして、今年度以降も順次未設置校にやっていくという理解でいるのですけれども、となれば、エアコンの設置は、平成27年度からモデル校として設置をしていますけれども、そちらの総括として、エアコンの設置については明確にいい効果があるという理解でよろしいのでしょうか。よろしく申し上げます。

○中西学校支援課長 中川副委員長のご質問にお答えいたします。まず、1点、この費用の件について、公平性の観点から検討をどうかということでございます。

まず、平成27年度に設置いたしましたモデル校5校の空調設備の設置に関する検証結果でございます。これにつきましては、健康面と教育への一定の効果が認められたということで、教育委員会といたしましては、普通教室の空調設備の未設置校につきまして、順次設置を検討しているところです。モデル校を含めまして、今後県が設置する空調設備の設置費用、それから運転費用については、県が管理者となって県で負担することになっていきます。

一方、育友会等において設置いただきました14校の空調設備につきましては、育友会等が管理者となり、設置に当たりますリース料と運転費用については育友会において負担いただいている状況です。そのため、県設置と育友会設置との空調設備に係る費用の負担につきまして、委員ご指摘のように、差が生じているということですので、公平性の観点からも、現在まだ検討している状況です。

それから、もう1点、設置の優先順位についてです。高等学校の学校施設につきましては、まずは現在耐震化が最優先と考えています。そのために耐震工事の支障とならないよ

うに、耐震工事の実施を優先することによって、未設置校のうち、耐震化工事が完了して、そのほか支障となるような工事が予定されていない学校から設置を進めていきたいと考えています。

また、耐震工事の完了した学校のうち、普通教室のほか特別教室も含めて全体の教室に対する空調設備設置率の低いところから設置して、生徒の学校での生活においてできる限り空調を利用する機会を設けたいと考えています。

それから、これは今後のことでもありますが、さらにコンクリート強度等の関係で、通常の耐震補強の工事では耐震化は確保できないところで、改築が必要な校舎につきましては、改築時に設置をしたいと考えています。具体的に申し上げますと、先ほど事業の概要でもありましたが、今年度、支障となる耐震補強工事等の予定がなくて、空調設置率の低かった添上高等学校、大和広陵高等学校、御所実業高等学校、王寺工業高等学校で事業着手させていただいた。そのうち王寺工業高等学校につきましては、本年度工事も完了する予定です。

今後の対象となる学校ですけれども、本年度に着手した学校を含めると、残り10校となっています。10校の主な学校ですけれども、既に、耐震工事が完了しております奈良情報商業高等学校、それから今年度新たに耐震化の工事等が終わります法隆寺国際高等学校、大淀高等学校、十津川高等学校がございます。そのほか、耐震未施工の、先ほど言いましたような改築で対応しないといけないような学校も含めまして、これらの学校につきましては、一方で高校の再編ということも言われますので、県立高等学校の配置及び規模の適正化の検討結果も踏まえまして対応してまいりたいと考えています。以上です。

○中川副委員長 そうしましたら、その上でですけれども、今後設置をしていく学校を上げていただきました。その優先順位のつけ方としましては、今説明がありました耐震の工事であったり、あるいはコンクリートの強度の問題、あるいはその学校再編の話、それ以外に、もしその優先順位のつけ方に影響しているものがあれば教えていただきたいというのが1点目です。

次に、川田議員からも昨年質問があったわけですが、それから1年たって計画が策定できていないという状況につきましては、何かしらそのネックになっている部分があるのではないかと。その辺を聞きたいというのが2点目です。

3点目につきましては、そのエアコンの効能が認められるという評価がこの春にも上がっている、1月にも上がっているわけですが、もしましたら、平成27年のモデ

ル校設置までは、逆に何をしていたのかという疑問が生まれてくるわけです。というのは、育友会等が設置したものでいえば、平城高等学校、橿原高等学校、畝傍高等学校などは平成23年度から設置をしているわけで、そういったところで、学校教育の観点でいい効果があったといったことを漏れ聞く機会もあったのではないかと思います。このモデル校としての設置が平成27年度からになった、その辺のタイムラグにつきまして、どのように考えていらっしゃるのか、答えられる範囲で結構ですのでよろしくお願いします。

○中西学校支援課長 まず、優先順位の考え方について、そのほかの要素はないのかということですが、基本的には先ほど申し上げたような要素で順位といたしますか、検討しているという状況です。

それと、検討の状況がまだ結論が出ていないという点でのネックは何かという点でございます。この育友会等で設置いただいている空調ですけれど、実は個々にリース契約をされているという点があります。そのリース契約がさまざまな形でされておりますので、その辺の整理をしないといけないという点です。

それから、そういったことも伴いまして、県で、こういった形で、その費用の負担をしていくのかということももう少し検討していかないといけないと。他府県の状況も踏まえて、検討していかないといけないという事情がございます。

それから、3点目の、平成27年度のモデル事業の実施までに一体何をしていたのかという点ですけれども、育友会等で、大きな動き、それから必要性について、学校のほうからも声が上がってまいりましたので、それについて、まずその効果といたしますか、設置に対するその費用対効果も含めて、どういうものが効果があるのかということモデル事業として実施させていただいて、その結果、効果があったということで、空調設置を進めさせていただくということでございます。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。こちらは、また9月定例会の委員会でも引き続き調査もしていきたいと思っております。

2点目、奈良北高等学校の生徒が自死された事件につきまして、先ほど、宮本委員からの質問にも関連することですけれども、その対策としまして、教員への研修も行うようになったと。そちらの内容につきまして、具体的にはどのようなものであるのかというのが1つ目。

2つ目として、教員が生徒と向き合うためのその余裕がなくなっているという面も原因の1つに考えられるのではないかと考えています。そのような観点から、教員の負担

となっている事務にどのようなものがあるのかを質問したいと思います。聞くところによりますと、現場から、文部科学省からの調査事項の依頼があったりとか、そういうものが結構多いと聞いております。

もう一つ、対策として、スクールカウンセラーを全校に配置するというのも聞いていますけれども、こちらは、どのような手続を経たら利用することができるのか、また1校当たりの平均的な対応可能な時間というのは何時間ぐらいあるのかを聞いておきたいと思っております。以上です。

○相知生徒指導支援室長 奈良北高等学校の生徒転落事象につきましては、先ほど宮本委員からもご質問、ご指摘いただきましたように、県教育委員会といたしましてしっかりと研修していきたいと思っております。さまざまな研修の一層の充実を図りまして、心を込めて再発防止に努めたいと考えております。

研修は、どのようなものかというご質問につきましては、まず、いじめ問題に関する研修等、例えば初任者研修、その他の研修で実施しておりますが、特にこの調査報告書にあります提言にも、事例研究を含めるなどしてという要望も入っておりました。いじめの研修に事例の研究も含めた形で研修ができるように、一般教員に対して、教員の意識と実践力のさらなる向上に努めております。

また、2つ目ですが、本件事案を風化させることなく再発を防止するために、毎年事象の発生日である12月4日に生徒指導、教育相談担当者等に向けた研修会を開催しまして、生徒の支援、学校の教育相談体制について研修を深めていきたいと思っております。

加えまして、先ほど宮本委員のご質問でも話をさせていただいたものと同じことにはなりますが、生徒の転落の要因の一つに、学校の生徒に対する特別指導の内容に問題があったことが指摘されましたことから、特別指導のあり方を検討する委員会を設置いたしました。年内に意見を取りまとめ、ガイドラインを作成する予定です。作成後は、このガイドラインに基づく研修を全県立高等学校で実施したいと思っております。

2点目のご質問の、教員の多忙化ですが、本室にかかわりましては、学校の教員が生徒に対応して見立てをしてという部分につきましては、全県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、またスクールソーシャルワーカーを必要に応じて各学校に派遣しています。専門的な知識や技術を持った外部人材を活用して、教職員と生徒の支援に努めております。

3点目に、スクールカウンセラーの申し込みの方法、運用の形のご質問ですが、悩みを抱える生徒、保護者へのカウンセリングや教職員への助言等にスクールカウンセラーを活

用しています。相談の申し込み方法につきましては、生徒が直接カウンセラーに申し込むことができる形で運営している学校と、担任や話しやすい教職員を通して、養護教諭を通して申し込む学校等、現在、学校の実情に応じていろいろな形がありますが、本年度から全ての県立高校に配置ということで、研修も丁寧にやっていき、ここら辺の情報交換も今年度詰めております。また研究し、さらによい形をと思っております。以上です。

○中川副委員長 ご答弁いただいた中で、教員の負担となっている事務にどのようなものがあるかにつきまして、おっしゃっていただきましたでしょうかというのを1つ目。

2つ目が、担任の先生であったり、養護教諭を通じてスクールカウンセラーへ相談を生徒がすることができるということですが、そのような学校と、生徒が直接行けるところがあるということですが、その生徒との信頼関係が崩れてしまっているのを利用したいと。生徒と教員とですね。そういう生徒もいらっしゃるかと思しますので、担任を通さなければ相談できないとか、そういうところはよりオープンな形で、生徒から直接ふらっと相談できるような環境も大事ではないかなと考えております。いかがでしょうか。この2点をお願いします。

○吉田教育長 今回の奈良北高等学校の件で、教員が子どもと向き合えなかったと。この事象だけで捉えますと、やはり部活動かなと思っております。1年生の担任時にサッカー部の部活動主顧問を持っていたということで、クラスの生徒と向き合うことと部活動の主顧問としてサッカー部の生徒を指導することとのバランスがうまくいっていたのかなという思いはある。一般的に、どういった業務が教員の負担になっているのかということでしたら、香河教職員課長がお答えさせていただきますけれど、今のお答えで、一般的なほうですか。

○香河教職員課長 教員の多忙化ということでございますが、小・中学校に関して申し上げますと、昨年度から奈良県の学力・学習状況調査の際に教員に対しまして質問調査を実施しています。その中で、例えばその授業以外で負担感を感じる業務にどのようなものがあるかということをお聞きして、小学校では、やはり報告書の作成事務、中学校に関していいますと、やはり部活動が負担を感じているという答えが出てきております。この質問調査につきましては、今年度も同様に実施をしており、昨年度、それから今年度の調査と合わせまして分析を進めていきたいと考えております。

また、部活動に関しましては、県教育委員会で昨年12月に、生徒の健康面への影響や教職員の長時間勤務を踏まえて、部活動における休養日の徹底について、教育長名で各市

町村教育委員会、それから県立学校長に通知をさせていただきました。その中で、部活動の休養日に関して、県立学校は週1日以上、中学校は週2日を目標に設定をすること。また平日には、ワーク・ライフ・バランスの観点から定時退勤日をあわせて設定することなどを各学校に取り組んでいただくよう通知もさせていただいているところです。以上です。

○中川副委員長 ありがとうございます。引き続き、こちらでも調査をしていきたいと思っております。

最後の大問になるわけですが、学校再編についてです。

こちら前回の平成16年度から平成20年度にかけて大規模な再編から随分たちまして、また今後の再編につきましても、少子化なども踏まえて進めていかなければならないのではないかと考えておりますが、現在どのような状況にあるでしょうか。よろしくお願ひします。

○前田教育振興大綱推進課長 高校の適正化についてのご質問にお答えします。

中川副委員長お述べのとおり、本県では平成16年度から平成20年度にかけて、県立高等学校43校を33校に再編する大規模な高校再編を行いました。このことで学校の活力の維持とともに、特色化、魅力化を図ったところです。

しかし、近年進む少子化により、生徒数のさらなる減少は避けられず、今後学校の活力の維持向上を図るためには、適正な学校規模の確保に努め、全県的な視点に立って、統合も視野に入れた適正配置、適正規模を検討することが必要であると考えております。

あわせて、時代の進展、社会の変化や高等学校教育に期待されるさまざまなニーズに対応するために、県立高等学校の特色化や多様化を推進することや、どの地域においても生徒が希望や適性をもとに幅広い選択を行うことができるよう、配置を検討することなども重要であると考えております。

県教育委員会におきましては、本年4月に教育振興大綱推進課を設置し、県立高等学校の配置及び規模の適正化について所管することとなりました。現在、教育委員会各課・室や、私立学校を所管する地域振興部教育振興課などと連携を図りながら、適正化について検討を進めているところです。

今後は、これまで事務局内で検討いたしました内容を教育委員会会議において提示し、教育委員による検討を進め、今年度中に方向性を示す予定です。今後の議論におきましては、検討経過をできるだけオープンにしたいと考えております。現在そのオープンにしていくという検討のあり方について、さらに検討をしているというのが現状です。以上です。

○中川副委員長 こちらに関連してですけれども、先日、荒井知事から、とある高校の同窓会の場におきまして、君たちの学校だけが特別だと思っはいけないと。そういった、私的な発言ではあると思うのですけれども、学校再編をおわせるような発言があったと聞いております。そのような発言につきましては承知をしていらっしやるでしょうか。

○前田教育振興大綱推進課長 知事の発言につきましては、もちろん、直接知事から聞かせていただいたわけではありませんけれども、そういったやりとりがあったことは聞いております。

○中川副委員長 ただ、法律をいろいろ読んでみますと、どうなのかという点もありました。地方教育行政法の第21条で、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理し、及び実行すると。1のところ、教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することとありまして、こちらに当たるので、こちらは学校再編等につきましては教育委員会が明確に所管しているのではないかという理解でおります。この第21条の介入というところで、知事の発言が、どの程度その影響があるのかを懸念しているわけですが、どのように理解をされているのかを聞きたいです。

○吉田教育長 その発言は私自身も直接、こういう発言であった、どの場面でどうであったかということはお聞きをしておりません。それらしきことは聞いておりますけれども、例えばそれを誰かが奈良高等学校の件を依頼されたのか、その結果こういう発言になっているのか。発言自体は一般論でありますので、一つの学校のある人が、自分のところの学校をよくしてくれと言われたときに、私でもこれは一般論として、おたくの学校だけをよくすることはできないでしょうというお答えだと思っているのですけれども、そういう意味であると。おっしゃったように、これは教育委員会の権限でもって事務をしていくのは事実ですので、先ほど教育振興大綱推進課長がお答えしましたように、教育委員会の内部での議論を何回か持って、これはもう2年ぐらい持って進めていると思っますけれども、その内部の議論から、次は、委員もおっしゃっているように、オープンな議論にどのように持っていくかということをお今検討している段階で、速やかにオープンな議論ができるように体制を整えていきたいと思っています。

○中川副委員長 そうしましたら、そのような発言がもしあったとしても、あくまで一般論的な話であって、第21条介入というようなものはなかったという理解でいいのかという念押しと、今後の学校再編につきましては、先ほど教育振興大綱推進課長からも答弁が

あったように、オープンな形で、それは議事録の公開であったり、あるいは論点の整理も含めてやっていくというところを約束していただけるということによろしいでしょうか。お願いします。

○吉田教育長 お約束いたします。

○中川副委員長 ありがとうございます。以上です。

○中村委員長 ほかにご意見もないようですので、これもちまして当委員会の質問を終わります。